

建築関係法令等

法令等	内 容	問合せ先
○建築基準法 (昭和25年法律第201号) ○札幌市建築基準法施行条例 (昭和35年条例第23号) ○札幌市建築基準法施行細則 (昭和35年規則第33号)	①建築物の新築や増改築、用途変更等を行う場合、工事着手前に建築主事又は指定確認検査機関の確認（建築確認）を受けることが必要 ②用途の制限を超える場合、建築確認の申請前に建築基準法第48条許可を受けることが必要	①札幌市都市局建築指導部 建築確認課 電話 011-211-2846 ②札幌市都市局建築指導部 管理課 電話 011-211-2859
○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法） (平成27年7月8日法律第53号)	建築物の新築や増改築を行う場合、建築確認を受ける際に、省エネ基準に適合することが必要。	札幌市都市局建築指導部 建築確認課 電話 011-211-2846
○消防法 (昭和23年7月24日法律第186号) ○札幌市火災予防条例 (昭和48年6月29日条例第34号) ○札幌市火災予防規則 (昭和48年9月27日規則第64号)	建築基準法の規定による確認を受ける場合、消防長又は消防署長の同意が必要となるほか、建物の維持管理に当たり、必要に応じて消防長又は消防署長に届出が必要	札幌市消防局予防部 査察規制課 電話 011-215-2050
○札幌市福祉のまちづくり条例 (平成10年12月15日条例第47号) ○札幌市福祉のまちづくり条例施行規則 (平成11年2月9日規則第3号)	公共的施設の新築、増築、用途変更等を行う場合、建築確認申請を行う14日前までに市長と事前協議が必要	札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課 電話 011-211-2867
○駐車場法 (昭和32年5月16日法律第106号) ○札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 (昭和40年7月11日条例第20号) ○札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則 (昭和40年11月17日規則第57号)	特定の区域内で、一定の床面積を超える建築物を新築、増築又は用途変更する場合、建築確認申請を行う前に市長に届出が必要	札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課 電話 011-211-2867

法令等	内 容	問合せ先
○札幌市共同住宅等における 駐車施設の設置に関する指 導要綱	10戸以上の共同住宅等を建築 (新築・増築・改築)する場合、 建築確認申請を行う前に市長に 届出が必要	札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課 電話 011-211-2867
○札幌市中高層建築物の建築 に係る紛争の予防と調整に 関する条例 (平成12年3月31日条例第32号)	高さが10m(一部の用途地域内 では15m)を超える建築物の新築、 増改築等を行う場合、建築確認 申請を行う30日前までに建築計 画の概要を記載した標識を設置 し、近接住民に建築計画の概要 等の説明や市長に届出が必要	札幌市都市局建築指導部 建築安全推進課 電話 011-211-2867
○札幌市中高層建築物の建築 に係る紛争の予防と調整に 関する条例施行規則 (平成12年7月21日規則第65号)		
○宅地造成等規制法 (昭和36年11月7日法律第191号)	一定規模以上の切土、盛土を行 う場合、工事着手前に市長の許 可が必要	札幌市都市局市街地整備部 宅地課 電話 011-211-2512
○廃棄物の処理及び清掃に関 する法律 (昭和45年12月25日法律第137号)	事業の用に供する部分の延床面 積が500㎡以上又は地下含め3階 以上の建築物の建築(新築・増 築・改築)を行う場合、廃棄物 の面積や保管場所などについ て、建築確認申請前(概ね25日 前)に市長に届出が必要	札幌市環境局環境事業部 事業廃棄物課 電話 011-211-2855
○札幌市廃棄物の減量及び処 理に関する条例 (平成4年12月14日条例第67号)		
○札幌市廃棄物の減量及び処 理に関する条例施行規則 (平成5年3月26日規則第9号)		
○建築物用地下水の採取の規 制に関する法律 (昭和37年5月1日法律第100号)	揚水施設(動力を用いて地下水 を採取するための施設)で、揚 水機の吐き出し口断面積の合計 が6㎡を超えるものを設置する 場合、設置工事の着手前に市長 に届出が必要	札幌市環境局環境都市推進部 環境対策課 電話 011-211-2882
○札幌市生活環境の確保に関 する条例 (平成14年3月6日条例第5号)		
○札幌市生活環境の確保に関 する条例施行規則 (平成15年2月3日規則第4号)		

法令等	内 容	問合せ先
○札幌市緑の保全と創出に関する条例 (平成13年3月6日条例第6号)	面積が1,000㎡を超える敷地等で建築物の建築、宅地の造成、樹木の伐採などを行う場合、建築確認申請を行う前に市長の許可が必要	札幌市建設局みどりの推進部 みどりの管理課 電話 011-211-2522
○景観法 (平成16年6月18日号外法律第110号) ○札幌市景観条例 (平成19年12月13日条例第54号) ○札幌市景観条例施行規則 (平成20年3月31日規則第30号)	建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更であって、延べ面積が10,000㎡を超える場合、高さが15mを超える場合、又は壁面の長さが50mを超えかつ高さが10mを超える場合、その他工作物の新設で一定規模を超える場合、工事着手の30日前までに市長に届出が必要	札幌市まちづくり政策局 都市計画部地域計画課 電話 011-211-2545
○給水装置工事設計施工指針	4階以上直結給水及び直結加圧給水を受けようとする場合、建築確認申請を行う前に水道局長との事前協議が必要	札幌市水道局給水部給水装置課 電話 011-211-7081
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和45年4月14日法律第20号) ○札幌市特定建築物衛生指導要綱	特定用途で、延べ床面積が3,000㎡以上(学校等は8,000㎡以上)の建築物を新築、増築又は用途変更する場合、建築確認を受ける前に保健所長との事前協議が必要。また、建築物の使用開始後に保健所長への届出が必要。	札幌市保健福祉局保健所 環境衛生課 電話 011-622-5165
○水道法 (昭和32年6月15日法律第177号) ○札幌市簡易専用水道指導要領 ○札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱	水道水以外を水源に含み、1日最大給水量が20m ³ または100人を超える居住者に水を供給する施設(専用水道)の新設、増設若しくは改造工事を行う計画が決まった場合、保健所長の確認が必要。 飲用井戸及び受水槽方式の給水設備を設ける建築物について、建築確認を受ける前に保健所長と事前協議が必要	札幌市保健福祉局保健所 環境衛生課 電話 011-622-5165

法令等	内 容	問合せ先
○屋外広告物法 (昭和24年6月3日号外法律第189号) ○札幌市屋外広告物条例 (平成10年10月6日条例第43号) ○札幌市屋外広告物条例施行規則 (平成11年3月25日規則第21号)	屋外広告物を掲出する場合、掲出前に市長の許可が必要	札幌市南区土木部 維持管理課 電話 011-581-3811
上記のほか、建築物の用途や設備等により法令、要綱等の対象となる場合がある。		